

○さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例

平成 24 年 5 月 2 日

条例第 37 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地域社会において自治会等が重要な役割を担っていることに鑑み、自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に当たっての基本理念、市の責務等を明らかにすることにより、地域社会の活性化の推進を図り、もって活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域社会 市の区域内における住民相互の密接な関係を基礎とする社会をいう。
- (2) 自治会等 地域社会の自治に極めて重要な役割を担う団体で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
 - イ 自発的な意思に基づき加入した地域住民により組織されたもの(地域住民が組織する複数の団体により構成されるものを含む。)で、これらの地域住民により主体的かつ自立的な活動を行っているものであること。
 - ウ 地域内の全ての住民に対して等しく開かれたものであること。

(基本理念)

第 3 条 自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域住民の交流を促進することにより、地域住民が相互に支え合いながら、自主的かつ自立的に自治会等の活動が行われるようにすること。
- (2) 自治会等が行う地域社会における様々な活動は、地域住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重されながら取り組まなければならないものであること。
- (3) 自治会等の自律性を損なうことなく、これらの均衡ある発展が図られるよう適切な配慮がなされること。

(市の責務)

第4条 市は、地域社会の果たす役割が重要であることに鑑み、地域の多様な主体が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備に努めなければならない。

2 市は、地域住民が自治会等に自発的に加入し、又は自治会等を自主的に設立することを促進するために必要な支援を行わなければならない。

3 市は、自治会等の活動その他の地域社会の活性化の推進への理解と関心を深め、自治会等に加入していない、又は市に転入しようとする市民等の自治会等への加入を促進するため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を積極的に講じなければならない。

4 市は、地域社会の活性化の推進に当たり、自治会等の意見を尊重しなければならない。

5 市は、自治会等が自主的かつ自立的に組織されたものであることに鑑み、市が業務を依頼するに当たっては、その負担が過重にならないようなものとしなければならない。

6 市は、災害の発生その他の緊急時においては、自治会等との連携協力を図り、迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、第3条の基本理念にのっとり、地域住民の自発的な加入を促進し、並びに自治会等の行う活動が地域住民にとって自主的かつ積極的に参加し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、自治会等の振興その他の地域社会の活性化の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。